

## 株主各位

東京都中央区晴海一丁目8番11号  
株式会社ベルシステム24ホールディングス  
代表取締役 柏 植 一 郎

### 第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記要領により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年5月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2018年5月25日（金曜日）午前10時  
(受付開始時刻 午前9時)
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地  
御茶ノ水ソラシティ2階 ソラシティホール  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いないようご注意ください。)
3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第4期（自 2017年3月1日至 2018年2月28日）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第4期（自 2017年3月1日至 2018年2月28日）  
計算書類の内容報告の件

## 決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

取締役9名選任の件

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

第4号議案

取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のためにも、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会ご出席者へのおみやげは用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき添付書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.be1124hd.co.jp/jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
  - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.be1124hd.co.jp/jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(自 2017年3月1日)  
(至 2018年2月28日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

###### i 当連結会計年度の経済環境

当連結会計年度における日本経済は、個人消費や設備投資の持ち直しが見られ、雇用・所得環境の改善等を背景に全体として緩やかな回復傾向が続いております。また、中東や朝鮮半島の地政学的リスク等は意識されるものの、世界経済も総じて堅調な回復傾向にあります。一方で、今年に入り、米国の長期金利上昇を発端に国内外の金融市場が不安定化している他、米国の通商政策を巡る不透明感等、今後の国内景気を下押しするリスクも懸念されます。

当社グループが属する情報サービス業界は、アウトソーシング需要の高まりを受け、市場規模は堅調に拡大しております。また、コミュニケーション手段の急速な技術革新に伴い、消費者との対話においてもA I（人工知能）等の導入による自動化が始まる等、カスタマーサービス分野において、なお一層のサービスの高度化が求められております。一方、有効求人倍率の上昇等に伴い、当社グループの主力事業であるC R M (Customer Relationship Management)事業の人員採用において、直接雇用社員、派遣社員ともに賃金の上昇傾向が続いております。

###### ii 企業集団の当連結会計年度の業績（国際会計基準）

当社グループは、長期的な成長を見据えて次世代コンタクトセンターの構築を目指し、2017年5月に2020年2月期までの指針として中期経営計画を策定、公表いたしました。本中期経営計画では、「従来ビジネスの拡大」、「新領域での拡大」および「人材マネジメントの高度化」の3つの成長戦略を柱としております。

これらの成長戦略に基づき、既存顧客との関係性の強化とサービス品質の優位性の追求、伊藤忠商事株式会社（以下、「伊藤忠商事㈱」）のグループ企業（以下、「伊藤忠商事グループ」）との協業の更なる拡大、A I等の新技術を活用したサービスの提供により売上と利益を着実に拡大させるとともに、退職抑止や採用力強化を視野に入れた新たな制度の開始や就労環境の整備、設備投資、業務管理の精緻化等を通じて、生産性向上と持続的な成長の実現を目指してま

いります。

当連結会計年度においては、当社と凸版印刷株式会社（以下、「凸版印刷㈱」）との間で資本業務提携契約を締結し、凸版印刷㈱は2017年12月に当社の株式10,570,000株および新株予約権5,385,700個（全て行使した場合の株数は769,385株）を取得いたしました。当社と凸版印刷㈱は本資本業務提携により、それぞれの顧客基盤やこれまでに培った技術力や事業ノウハウ等を融合させることで、今後より一層の拡大が見込まれるB P O（Business Process Outsourcing）市場において、既存事業の拡大、A IやR P A（ロボットによる業務自動化）といった新技術を用いた新たなサービスの研究・開発等、多方面での連携を通じ、両社の企業価値向上に取り組んでまいります。また、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社（以下、「C T C㈱」）の子会社で、サービスデスクやコンタクトセンター等のアウトソーシングサービスを担うC T Cファーストコンタクト株式会社（以下、「C T C F C㈱」）の株式51.0%を取得し、両社の合弁会社といたしました。今後B P O事業においてC T C㈱との連携を深めるとともに、アウトソーサーとして国内唯一のH D Iサポートセンター国際認定を保有するC T C F C㈱が持つ高品質なサービスデスク・ナレッジの運用メソッドを、「Advanced CRM」「Advanced B P O」に取り込むことで、ビジネスの拡大と新領域の拡大を目指してまいります。

また、優秀な人材を確保し、従業員が長く安心して働く環境整備のための取り組みとして、継続雇用期間6か月を経過した有期雇用社員の無期雇用化に加え、従来正社員のみに提供されていた総合福利厚生サービス「ベネフィット・ステーション」を、2017年10月から、利用対象を継続雇用期間3か月超の契約社員にまで拡大いたしました。また、育児と仕事との両立支援を目的として、2017年4月に沖縄県豊崎ソリューションセンター内に企業内保育所「ベルキッズとよさき保育園」を開設しております。当社グループは、仕事と介護や育児等との両立やワークライフバランスといった、働きたい人と働く機会のアンマッチが人材不足の一因であると考えており、働き手が時間や場所の制約を乗り越えることができる「新たな働き方」を提案することが企業の社会的責任であるとともに、退職抑止や採用力強化による生産性の向上につながると考えております。当社グループは、今後もすべての従業員が安心して長期にわたり働く環境を創出するために、多様な働き方と安定した雇用を実現するための人事制度改革を推進してまいります。

各セグメントの業績は以下のとおりであります。

(CRM事業)

伊藤忠商事㈱との協業強化によるシナジー等、既存継続案件の売上拡大、および旧BBコール業務が堅調に推移したこと等により、売上収益は前連結会計年度比で増収となりました。利益面では増収による利益の伸長に加え、サービス価格の適正化や業務生産性向上等により、税引前利益は前連結会計年度比で増益となりました。

この結果、CRM事業の売上収益は1,088億68百万円（前年同期比7.2%増）、税引前利益は81億46百万円（同18.0%増）となりました。

(その他)

前連結会計年度の事業再編により、製薬会社向けMR（医薬情報担当者）派遣業務に係る売上貢献があったものの、医薬品開発支援業務に係る事業の売上減少が大きく、売上収益は前連結会計年度比で減収となりました。利益面では前連結会計年度における事業再編に係る一過性損失の反動等により、税引前利益は前連結会計年度比で増益となりました。

この結果、その他のセグメントの売上収益は67億50百万円（前年同期比8.7%減）、税引前利益は3億56百万円（同21.7%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益は1,156億18百万円（前年同期比6.2%増）、税引前利益は85億2百万円（同18.2%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は56億4百万円（同30.2%増）となりました。

## ② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額はリースによる投資を含め36億93百万円となりました。

その主なものは、CRM事業への投資であり、新規拠点ソリューションセンター構築および既存拠点の改修等について16億60百万円、業務管理に係るITシステムや既存システムの改修等のソフトウェアについて17億39百万円の設備投資を実施いたしました。また、その他の事業へ2億94百万円の投資を実施いたしました。

## ③ 資金調達等の状況

当連結会計年度は、借入条件の一部変更を目的として、2017年3月、2017年11月および2018年2月に新たに736億25百万円を調達し、既存のシニアファシリティ契約等の期日前返済に充当いたしました。

また、主にCRM事業の拡充のための資本提携を目的として、2017年7月に長期借入金9億30百万円を調達いたしました。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、CTC㈱から同社が保有するCTCFC㈱の普通株式510株（発行済株式総数の51.0%）を2017年7月3日付で取得いたしました。

## (2) 財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況

区分	2015年 2月期 (国際会計基準)	2016年 2月期 (国際会計基準)	2017年 2月期 (国際会計基準)	2018年 2月期 (国際会計基準)
売上収益(百万円)	112,071	102,540	108,916	115,618
営業利益(百万円)	18,833	8,884	8,172	9,319
税引前利益(百万円)	16,387	7,875	7,196	8,502
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	9,875	5,031	4,304	5,604
基本的1株当たり当期利益(円)	359.93	71.00	58.86	76.39
資産合計(百万円)	134,902	137,847	139,471	142,437
親会社の所有者に帰属する持分(百万円)	26,924	37,677	40,238	43,479
1株当たり親会社所有者帰属持分(円)	384.63	515.34	549.62	590.61

- (注) 1. 当社は、2016年2月期より会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準に準拠して連結計算書類を作成しております。ご参考として2015年2月期の国際会計基準に準拠した数値もあわせて記載しております。
2. 百万円単位未満を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、2015年9月10日付で普通株式7株を1株にする株式併合を実施しております。基本的1株当たり当期利益、1株当たり親会社所有者帰属持分については、2015年2月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、当該株式併合後の発行済株式数により算定しております。

## ② 当社の財産および損益の状況

区分	第1期 2015年 2月期 (日本基準)	第2期 2016年 2月期 (日本基準)	第3期 2017年 2月期 (日本基準)	第4期 2018年 2月期 (日本基準)
営業収益(百万円)	—	17,300	17,603	17,135
経常利益または経常損失(△)(百万円)	△174	10,004	3,940	3,852
当期純利益または 当期純損失(△)(百万円)	△175	5,251	1,930	3,059
1株当たり当期純利益 または1株当たり当期純損失(△)(円)	△4.4	74.10	26.39	41.70
総資産(百万円)	48,828	163,793	158,364	153,909
純資産(百万円)	48,825	58,733	58,109	58,807
1株当たり純資産額(円)	697.51	803.34	792.93	798.29

- (注) 1. 当社は2014年6月20日に設立されたため、第1期の会計期間は9ヶ月となっております。  
 2. 百万円未満を四捨五入して表示しております。  
 3. 当社は、2015年9月10日付で普通株式7株を1株にする株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)、1株当たり純資産額については、2015年2月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、当該株式併合後の発行済株式数により算定しております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株) ベルシステム 24	百万円 100	% 100.0	情報サービス
CTCファーストコンタクト(株)	50	51.0	情報サービス
(株) ビーアイメディカル	100	55.0	医薬関連サービス
(株) BELL24・Cell Product	60	100.0	治験施設支援
(株) ポツケ	35	100.0	情報サービス
(株) ベル・ソレイユ	10	100.0	事務代行 サービス支援等

(注) 2017年7月3日付でCTCファーストコンタクト(株)の株式を取得し、子会社といたします。

当社の連結子会社は「②重要な子会社の状況」に記載している6社であり、持分法適用会社は1社（関連会社1社）であります。

#### ③ 特定完全子会社に関する事項

会 社 名	住所	当社における 株式の帳簿価額	当社の総資産額
(株)ベルシステム 24	東京都中央区晴海一丁目8番11号	百万円 33,634	百万円 153,909

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、「イノベーションとコミュニケーションで社会の豊かさを支える」という使命の下、お客様に最適なソリューションを提供し、新たなビジネス価値を創造するとともに、多様化への取り組みも推進してまいりました。これからも持続的で健全な成長の実現を目指すために、以下の施策を重点的に取り組んでいく所存であります。

##### ① CRM市場における安定成長

###### i 既存受託案件の継続的品質向上

CRM事業において当社グループが考える品質とは、コンタクトセンターにおける応対品質を指すだけではなく、カスタマーの満足度向上等、クライアント企業にとっての品質管理指標（顧客満足度等のサービス提供指標）の達成、および当社グループにとっての生産性指標（時間あたりの受注金額とコストのバランス等）の達成を高いレベルで両立することができた状態であると認識しております。そのために当社グループは、センター単位ではなく受託業務単位での品質をきめ細かく徹底的に向上させる体制を構築しており、今後も引き続き品質改善体制の強化を進めてまいります。クライアント企業に対し、高品質なサービスを継続的に提供することを通じ、そこから派生する新たな案件を獲得することができ、それが安定成長のための基盤になるものと考えております。

###### ii 新規クライアント企業の積極的獲得

新規のクライアント企業を獲得し、当社グループの営業基盤を増強していくことは、当社グループの成長のために必要不可欠な、最重要課題の一つであります。当社グループは、これまでの新規クライアント企業獲得営業体制に加え、伊藤忠商事グループの国内外の広範な企業ネットワークを活用することにより、従来、アプローチをすることができなかった企業層へのアプローチが可能となることで、新たな売上機会を創出してまいります。また、カスタマーに最高の顧客体験を提供することを意図した高付加価値型CRMオペレーション手法の導入や、カスタマー接点を起点に、クライアント企業のバリューチェーンを活性化するBPOサービスの展開等、CRM事業を革新、発展させて提供することを通じ、新規クライアント企業の開拓に拍車をかける戦略も推進してまいります。

## ② CRM市場におけるさらなる成長

### i 伊藤忠商事グループおよび凸版印刷㈱との連携

伊藤忠商事グループおよびその取引先企業等に対し、同社のネットワークを活用してアプローチを行い、事業の拡張を図ってまいります。加えて、単に面的に事業領域の拡張を図るだけでなく、当社グループと伊藤忠商事グループとの協業によって、クライアント企業とカスタマーの接点であるコンタクトセンター事業の新たな価値を創出してまいります。

また、媒体製作やバックオフィス業務に強みを持つ凸版印刷㈱とコンタクトセンター業務に強みを持つ当社グループの各々のソリューションや顧客基盤を活用することにより、幅広い業種の企業向けに新たなサービスを提供するとともに、A I やR P A等を用いた高度なB P Oビジネスを推進してまいります。

### ii CRMインフラの提供

当社グループは、従来より積極的なI T投資を行ってまいりました。国内のソリューションセンターをクラウドで連携した音声系プラットフォームであるBellCloud®や、同プラットフォームを応用し在宅コンタクトセンターサービスを可能にするBell@Home、また、人員配置とコストの最適化を実現するW F M（ワークフォースマネジメント）等の先進的かつ科学的なCRMサービスを提供しております。このような実績豊富なCRMインフラを、今後は、当社グループが受託した案件に活用する以外に、クライアント企業にCRMインフラとして提供する取り組みを強化してまいります。CRMインフラとオペレーションのノウハウを、当社グループから一括で提供することにより、クライアント企業は、初期コストを抑えた上で高品質なコンタクトセンターを開設することが可能となります。

### iii 新技術・新ビジネスモデルの取り組み

当社グループでは、将来の事業成長のために、課金型やレベニューシェア等の新しいビジネスモデルを導入していくことを検討しております。また、将来の高効率なオペレーションを実現するためのA I やR P Aを中心とした先端テクノロジー領域での取り組みにも注力してまいります。

### ③ 新たなCRMマーケットの開拓

#### i 高品質なグローバル基準のオペレーションを提供

グローバルに事業を展開する企業においては、世界各国において高いレベルでの均質的なサービスを展開するため、コンタクトセンター運営においても世界共通の多岐にわたる厳格な指標が設定されており、高水準のオペレーションが要求されております。

当社グループでは、こうしたグローバル企業の要求する高水準のオペレーションを実行するため、多国籍企業顧客（MNC：Multi National Client）を専門とする部署を設置しており、欧米の最先端コンタクトセンター事業会社が提供する世界基準のカスタマーサポート業務を、日本でも同様に提供できる体制を構築し、既に国内のグローバル企業において多数の実績を上げております。今後も、日本で事業展開をする外資系企業のみならず、日本企業に対してもこの高品質なコンタクトセンターサービスの提供を加速してまいります。

#### ii ASEAN諸国をはじめとする海外での事業展開

伊藤忠商事グループや凸版印刷㈱の海外ネットワークを活用し、ASEAN諸国をターゲットに見据えたコンタクトセンターの海外事業展開を目指します。当社グループが30余年で培ったコンタクトセンターの運営ノウハウを、各国の事情に合わせてカスタマイズし、高品質の現地サービスを提供してまいります。加えて、更なる事業拡張やカントリーリスクの分散、BCP（Business Continuity Plan）対策等の観点から、複数拠点でのオフショア化を実現しているMNCとの新たな事業機会創出を目指してまいります。

### ④ 安定的な人材確保および人材マネジメント強化

当社グループでは、人材不足や、人件費等の上昇によるオペレーションコストの増加をもたらす雇用環境の変化に対応していくことが、事業基盤を拡大し、成長を続けるために必要不可欠な重要課題の一つと考えております。これに対応すべく、当社グループでは、人件費等の上昇を反映したサービス提供価格の適正化に取り組むとともに、業務の効率化やコストコントロールの徹底により収益基盤の拡充を進めてまいります。

また、働きやすい環境整備のため、企業内保育所の設置等職場環境の改善や労務相談窓口の充実に努めてまいりました。今後も多様な働き方を実現する環境を創出すべく、各種の人事制度改革を実施するとともに、採用活動の強化や科学的な分析等を通じ、優秀な人材の長期的な確保および人材マネジメントを強化してまいります。

## ⑤ コンプライアンス管理体制の強化

株主をはじめ、クライアント企業、取引先、社員等、当社グループを取り巻く各ステークホルダーや、社会から信頼される企業であり続けるため、コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンス体制の整備および向上は重要事項であると認識しております。特に、コンプライアンスは当社グループの事業活動のすべてにおいて最優先の事項であると認識しております。

当社グループでは、「コンプライアンス規程」に基づき、CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー：コンプライアンス担当役員）を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制面での運用状況管理、整備を行っております。また、情報セキュリティについてもCPO（チーフ・プライバシー・オフィサー：最高個人情報保護責任者）およびCISO（チーフ・インフォメーション・セキュリティー・オフィサー：最高情報セキュリティ責任者）を置き、プライバシーマークの認証基準に基づいた個人情報保護体制、ならびに、ISMS認証基準に基づいた情報セキュリティ保護体制を構築しております。その他、全社員を対象としてコンプライアンス研修を実施し、また「ベルシステム24グループ行動規範」を制定し、これらに従い全役職員が法令等を遵守し、高い倫理観をもった行動をとるよう啓蒙に努めております。

以上のようにコンプライアンス管理体制の強化に向けて継続的に制度・体制および企業風土の改善を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2018年2月28日現在)

区分	主な事業内容	当該事業に携わる会社
CRM事業	電話を主なコミュニケーションチャネルとする従来型のインバウンド・アウトバウンドコールの業務に加え、WEBや急速に拡大するソーシャルメディア等のIT技術を駆使した様々なサービスを、クライアント企業へ提供しております。	(株)ベルシステム24 CTCファーストコンタクト(株)
その他	C S O (医薬品販売業務受託機関)事業、M I S (メディカルインフォメーションサービス)事業、S M O (治験施設支援機関)事業、コンテナ事業等を行っております。	(株)ビーアイメディカル (株)BELL24・Cell Product (株)ポッケ (株)ベル・ソレイユ

(6) 主要な事業所等 (2018年2月28日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都中央区

② 子会社

名称	所在地
(株)ベルシステム24	本社（東京都中央区）、支店6箇所、S C31箇所（注）
CTCファーストコンタクト(株)	本社（東京都世田谷区）
(株)ビーアイメディカル	本社（東京都文京区）
(株)BELL24・Cell Product	本社（札幌市中央区）
(株)ポッケ	本社（東京都渋谷区）
(株)ベル・ソレイユ	本社（東京都中央区）

(注) S C = ソリューションセンター。ソリューションセンターは、コンタクトセンターのオペレーション業務を行う事業所の呼称であり、スマートオフィスを含みます。

## (7) 使用人の状況（2018年2月28日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
CRM事業	1,116人（26,176人）	152人増（74人減）
その他	462人（311人）	19人増（90人減）
全社（共通）	212人（65人）	24人増（－）
合計	1,790人（26,552人）	195人増（164人減）

- (注) 1. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。  
 2. 使用人数欄の（外書）は、臨時雇用者の平均雇用人員数であります。  
 3. 臨時雇用者数には、パートタイマーおよび契約社員の従業員を含み、派遣社員を除いております。  
 4. 全社（共通）は、総務および経理等の管理部門の従業員であります。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比 増減	平均年齢	平均勤続年数
168人 (50人)	22人増 (2人増)	42歳0ヶ月	8年6ヶ月

- (注) 1. 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。  
 2. 使用人数欄の（外書）は、臨時雇用者の平均雇用人員数であります。  
 3. 臨時雇用者数には、パートタイマーおよび契約社員の従業員を含み、派遣社員を除いております。  
 4. 平均勤続年数は、2010年6月1日付、2012年3月1日付、2015年3月1日付および2015年9月1日付の合併以前の勤続年数を通算しております。

## (8) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高（百万円）
(株)みずほ銀行	14,060
三井住友信託銀行(株)	10,114
(株)三菱東京UFJ銀行	9,537
(株)三井住友銀行	8,459
三菱UFJ信託銀行(株)	7,600
信金中央金庫	7,000
農林中央金庫	7,000

- (注) 1. 2018年2月末現在の借入残高が、50億円以上の金融機関を記載しております。  
2. (株)三菱東京UFJ銀行については、2018年4月1日付で(株)三菱UFJ銀行に商号が変更されております。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2017年11月30日付で凸版印刷(株)と資本業務提携を行い、同社は2017年12月5日付で当社の発行済株式総数の14.36%（取得時における持株比率）を取得し、当社の主要株主となりました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況

① 発行可能株式総数 280, 000, 000株

② 発行済株式の総数 73, 617, 320株

(注) 当事業年度における新株予約権の行使により、普通株式405, 474株を発行し、発行済株式の総数は405, 474株増加しております。

③ 株主数 13, 789名

### (4) 大株主の状況

株主名	持 株 数	持 株 比 率
伊藤忠商事(株)	30, 030, 000株	40. 79%
凸版印刷(株)	10, 570, 000株	14. 35%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	4, 115, 600株	5. 59%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	3, 528, 800株	4. 79%
GOVERNMENT OF NORWAY	1, 979, 500株	2. 68%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 9)	1, 777, 100株	2. 41%
野村信託銀行(株) (投信口)	1, 022, 000株	1. 38%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	630, 441株	0. 85%
BNYM SA／NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	616, 700株	0. 83%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 5)	607, 400株	0. 82%

(注) 自己株式は所有しておりません。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

名称	第2回新株予約権	
発行決議日	2015年5月27日	
新株予約権の数	250,511個	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	35,787株 (注) 1	
新株予約権の払込金額	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	700円 (注) 2	
権利行使期間	自 2015年5月29日 至 2025年5月28日	
行使の条件	(注) 3	
役員の保有状況	当社取締役 (社外取締役を除く。)	新株予約権の数 250,511個 目的となる株式数 35,787株 保有者数 1名

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、250,511を7で除した数の株数（新株予約権1個につき1を7で除した数の株数）になっておりますが、表記上の便宜を考慮し、小数点以下を切り捨てた数を記載しております。

本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は以下の算式により調整されるものとします。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

本新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができます。

上記の調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われるものとします。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権の保有者に通知します。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知します。

2. 本新株予約権の割当日後、当社普通株式につき以下の①または②の事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げます。

① 株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができます。

行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知します。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知します。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の一部行使はできないものとします。

(2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

(3) 新株予約権者に割り当てられた新株予約権は、割当日（2015年5月29日）から2018年11月1日までの間に、以下所定のスケジュールに従い、権利が確定します。

(a) 割当日に25%、その後1年毎に25%累積して行使可能となる方法。

(4) 新株予約権者と当社またはその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、その時点で権利が確定していない新株予約権は行使不能になるとともに、当該終了の日により前に権利が確定した新株予約権は、以下のとおり取り扱われます。

(a) 新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める所定の理由以外の理由により雇用関係が終了された場合、当該雇用関係の終了の日より前に権利が確定した新株予約権は、最終行使可能日（2025年5月28日）までに限り行使することができます。

(b) 雇用関係の終了が、上記(a)以外の理由に基づくものである場合、当該雇用関係の終了の日より前に権利が確定した新株予約権は直ちに行使不能となります。

(c) 新株予約権者が新株予約権割当契約若しくは発行要項に違反した場合、または当社若しくはその子会社等との間の競合避止契約等に違反した場合、当社は、当該新株予約権者による新株予約権の行使を制限することができます。

(5) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めます。

## ② 当事業年度中に当社使用人、当社子会社役員および当社子会社使用人に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2017年11月30日開催の取締役会において、当社元代表取締役のデイビッド・ガーナー氏が保有する新株予約権（2015年5月29日付割当の第2回新株予約権）5,385,700個の凸版印刷㈱への譲渡について承認することを決議しております。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役	柘植 一郎	社長 執行役員 C E O	㈱ベルシステム 2 4 代表取締役兼社長執行役員
取 締 役	早田 憲之	専務 執行役員	㈱ベルシステム 2 4 専務執行役員
取 締 役	松村 一三	執行役員	C T C ファーストコンタクト(㈱) 代表取締役 副社長
取 締 役	金澤 明彦	執行役員	㈱ベルシステム 2 4 常務執行役員
取 締 役	新宮 達史	—	伊藤忠商事(㈱) 執行役員 情報・通信部門長 伊藤忠・フジ・パートナーズ(㈱) 取締役 伊藤忠テクノソリューションズ(㈱) 取締役 ㈱スカパーJ S A T ホールディングス 取締役
取 締 役	石坂 信也	—	㈱ゴルフダイジェスト・オンライン 代表取締役社長 ㈱ベンチャーリパブリック 取締役 ㈱G D O ゴルフテック 代表取締役社長 キッズゴルフ(㈱) 代表取締役社長 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役 GDO Sports, Inc. (米国) 代表取締役社長 (一社) 日本スピードゴルフ協会 代表理事
取 締 役	鶴巻 晓	—	上條・鶴巻法律事務所 共同代表 市光工業(㈱) 社外監査役
取 締 役	高橋 真木子	—	金沢工業大学 工学研究科知的創造システム 専攻教授 (現 イノベーションマネジメント 研究科)
常勤監査役	濱口 聰子	—	—
監 査 役	渡邊 和紀	—	三菱電機(㈱) 社外取締役 (監査委員 報酬委員)
監 査 役	木島 賢一	—	伊藤忠商事(㈱) 情報・金融カンパニー C F O ほけんの窓口グループ(㈱) 非常勤監査役 ポケットカード(㈱) 非常勤監査役

- (注) 1. 取締役野田俊介氏は、2017年3月31日をもって辞任いたしました。  
 2. 2017年5月26日開催の第3回定時株主総会において、新宮達史氏、高橋真木子氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。  
 3. 2017年5月26日開催の第3回定時株主総会終結の時をもって、土橋晃氏は監査役を辞任いたしました。  
 4. 2017年5月26日開催の第3回定時株主総会において、木島賢一氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。

5. 取締役杉本勇次氏は、2017年12月6日をもって辞任いたしました。なお、辞任時の担当および重要な兼職の状況は、以下のとおりとなります。

辞任時の担当	辞任時の重要な兼職の状況
—	ペインキャピタル・アジア・LLC マネージングディレクター (現 ペインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・LLC) ㈱ニチイ学館 社外取締役 日本風力開発㈱ 取締役 ㈱雪国まいたけ 取締役 大江戸温泉物語㈱ 取締役 大江戸温泉物語グループ㈱ 取締役

6. 取締役新宮達史氏、石坂信也氏、鶴巻暁氏および高橋真木子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
7. 監査役渡邊和紀氏および木島賢一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
8. 常勤監査役濱口聰子氏は、当社グループ会社において営業・オペレーション部門や人事部門・コンプライアンス部門の管掌実績があり、監査に必要な業務知識を幅広く有するものであります。
- 監査役渡邊和紀氏は、公認会計士の資格を有しております、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役木島賢一氏は、伊藤忠商事㈱において経理部門の職務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 石坂信也氏、鶴巻暁氏、高橋真木子氏および渡邊和紀氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
10. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。
11. 当社は、執行役員制度を導入しております。2018年2月28日現在の執行役員の氏名および担当は、以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
社長執行役員C E O	柘植 一郎	社長執行役員として全社統括、グループ経営全般
専務執行役員	早田 憲之	経営企画部、事業戦略部、広報I R室、人材開発部および子会社の事業統括
常務執行役員	長谷部 英則	子会社の新サービス開発およびソリューション戦略
執行役員	松村 一三	C T C ファーストコンタクト㈱の事業戦略策定支援
執行役員	金澤 明彦	法務・コンプライアンス部および事業管理部
執行役員 C I O	松田 裕弘	テクノロジー部およびテクノロジー・ソリューション部
執行役員	辻 豊久	経営企画部長および広報I R室長
執行役員 C F O	天野 敬太	財務統括部および総務部

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、社外監査役のいずれについても法令に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (4名)	137百万円 (21百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	25百万円 (7百万円)
合 計 (うち社外役員)	14名 (7名)	162百万円 (28百万円)

- (注) 1. 上表の金額は記載単位未満を四捨五入して表示しております。  
2. 当事業年度末現在の人数は取締役8名、監査役3名であります。上記支給人数と相違しているのは、2017年3月31日付で辞任した取締役1名、2017年12月6日付で辞任した取締役1名および2017年5月26日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでいます。  
3. 2015年8月27日の臨時株主総会において、取締役の報酬等の限度額は年額750百万円、監査役の報酬等の限度額は年額40百万円と決議しております。  
4. 取締役の報酬等の額には、取締役4名に対する役員賞与に係る当事業年度における役員賞与引当金繰入額41百万円および取締役1名に対して交付している新株予約権に係る当事業年度における費用計上額0百万円が含まれておりますが、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## ④ 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針

### i 役員報酬制度の概要

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスにおける重要事項と位置づけ、株主総会における取締役、監査役の報酬決議に従い、個別の報酬決定については、取締役報酬規程および監査役報酬規程に基づき決定しております。

取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬で構成しており、業務執行から独立した立場にある非業務執行取締役（独立社外取締役を含む。）および監査役は、基本報酬のみの支給としております。

### ii 役員報酬の決定方法

#### 1) 取締役

取締役の報酬は、株主総会における報酬決議に従い、役員報酬基準に基づき、「役員報酬会議」が報酬案を審議し、立案しております。

「役員報酬会議」は、取締役会の構成員であって、社長執行役員を兼ねる代表取締役、非業務執行取締役4名（うち、独立社外取締役3名）で構成しており、独立社外取締役を含む非業務執行取締役を過半数以上とした審議を必要とすることにより、透明性・公正性を担保した意思決定を行う体制を構築しております。

なお、取締役の個人別の報酬額は、当該会議で決定された報酬案に基づき社長執行役員を兼ねる代表取締役が決定しますが、当該会議での決定にあたっては、報酬案の妥当性、正当性を諮るために、外部有識者に助言を求めることができるものとしております。

#### 2) 監査役

監査役の報酬は、株主総会における報酬決議に従い、監査役会において監査役の協議によって決定しております。その決定にあたっては、日本監査役協会公表の協会所属企業の監査役報酬水準を参考にしております。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### i 社外役員の重要な兼職の状況

社外役員の重要な兼職については、以下のとおりであります。

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
社 外 取締役	新宮 達史	伊藤忠商事㈱ 執行役員 情報・通信部門長 伊藤忠・フジ・パートナーズ㈱ 取締役 伊藤忠テクノソリューションズ㈱ 取締役 ㈱スカパーＪＳＡＴホールディングス 取締役	当社の主要株主 — 当社の取引先 —
社 外 取締役	石坂 信也	㈱ゴルフダイジェスト・オンライン 代表取締役社長 ㈱ベンチャーリパブリック 取締役 ㈱GDOゴルフテック 代表取締役社長 キッズゴルフ㈱ 代表取締役社長 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役 GDO Sports, Inc. (米国) 代表取締役社長 (一社)日本スピードゴルフ協会 代表理事	— — — — — — — —
社 外 取締役	鶴巻 晩	上條・鶴巻法律事務所 共同代表 市光工業㈱ 社外監査役	— —
社 外 取締役	高橋 真木子	金沢工業大学 工学研究科知的創造システム 専攻教授 (現 イノベーションマネジメント 研究科)	—
社 外 監査役	渡邊 和紀	三菱電機㈱ 社外取締役(監査委員 報酬委員)	—
社 外 監査役	木島 賢一	伊藤忠商事㈱ 情報・金融カンパニーCFO ほけんの窓ログループ㈱ 非常勤監査役 ポケットカード㈱ 非常勤監査役	当社の主要株主 当社の取引先 当社の取引先

## ii 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	新宮 達史	2017年5月26日就任以降の取締役会14回のうち11回に出席し、議案審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	石坂 信也	取締役会18回のうち16回に出席し、IT分野を中心とした業界動向や企業経営に関する豊富な経験と高い見地から発言を行っております。
社外取締役	鶴巻 晓	取締役会18回のうち17回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外取締役	高橋 真木子	2017年5月26日就任以降の取締役会14回全てに出席し、主に大学教授としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	渡邊 和紀	取締役会18回全てに、また監査役会15回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	木島 賢一	2017年5月26日就任以降の取締役会14回全てに、また監査役会13回全てに出席し、議案審議等につき必要な発言を適宜行っています。

## iii 社外役員の親族関係

該当事項はありません。

## iv その他社外役員に関する事項

該当事項はありません。

## v 社外役員の意見

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

##### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	56百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金 銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、当社「監査役監査基準」、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」に則り、経理・財務管掌執行役員、財務統括部および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受け、会計監査人の報酬等の額について検証を行いました。その際、会計監査人より報告を受けた監査計画の内容、報酬見積もりの算出根拠に加え、従前の事業年度における職務執行状況についても確認を行い、監査時間の妥当性、監査品質の担保について検証いたしました結果、監査役会は提示された報酬額は妥当と判断し同意したものであります。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、若しくは会計監査人としてふさわしくない非行があったとき、更に会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受ける等、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または、監査品質、品質管理、独立性等の観点から監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任および解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

##### ⑤ 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### ① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

#### i 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会は、法令、定款および社内規程に従い、重要事項を決定するほか、取締役の職務の執行を監督する。また、職務執行の監督機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- 2) 当社は、当社および子会社のすべての役員および従業員の一人ひとりが自主的に実践すべき基本的な行動の規範として『ベルシステム 24 グループ行動規範』（以下、「行動規範」）を定め、法令遵守の考えを明らかにする。当社および子会社の取締役、執行役員および使用人は、行動規範を遵守することで、法令遵守の徹底を図る。
- 3) 法令、定款、社内規程および社会規範（以下、「法令等」）の遵守を含め、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動すること（以下、「コンプライアンス」）を確立するための具体策として、次の措置をとる。
  - イ 取締役および執行役員は、行動規範に従い、法令等の遵守を率先垂範して実践する。また、コンプライアンスの教育プログラムを策定し、取締役、執行役員および使用人を対象に教育や研修を実施することで、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提になることを徹底する。
  - ロ 当社および子会社のコンプライアンス体制を構築、維持するための統括責任者として、コンプライアンス担当役員（C C O）を任命する。コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス体制を当社および子会社に徹底、定着させるために設置するコンプライアンス委員会の委員長として、コンプライアンス体制の浸透を図る。

- ハ 取締役および執行役員は、コンプライアンス違反に関する内部通報制度として『企業倫理ホットライン』を開設し、当社および子会社のすべての取締役、執行役員および使用人に周知する。取締役および執行役員は、内部通報制度の運用にあたっては、通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。
- ニ 監査部は、当社および子会社における業務の執行が法令等に従い適正かつ効率的であるかを内部監査し、その結果を隨時取締役および執行役員に報告する。
- ホ 取締役および執行役員は、内部通報制度や内部監査等を通じて、当社または子会社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題が発見された場合には、速やかに再発防止策を策定し、これを周知徹底する。
- ヘ 取締役、執行役員および使用人は、行動規範および『ベルグループ反社会的勢力対策基本規程』に従い、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、取引関係を含めて一切の関係を持たない社内体制を整備するとともに、関係を求められ、または不当な要求を受けた場合には、毅然とした態度で臨み、断固として要求を拒否する。

## ii 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、重要な会議の議事録、稟議その他の取締役の職務の執行に係る情報については、『情報管理基本規程』および『文書管理規則』に基づき、経営企画部が適正に保存、管理するとともに、必要に応じてその運用状況の検証および該当する規程類の見直しを行う。

取締役および監査役は、いつでも、これらの文書を閲覧することができる。

### iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、『リスク管理規程』を定め、経営企画部を主管として、当社および子会社の経営に重大な影響を及ぼし、または及ぼすおそれのあるリスクを網羅的かつ横断的に定義し、定義した重大な経営リスクごとの主管部門を定めることでリスク管理体制を明確化するとともに、それらの重大な経営リスクに直面したときに実行すべき対応について定める。
- 2) 当社および子会社の重大な経営リスクである機密情報の流出・漏洩については、これを未然に防止するために、最高情報セキュリティ責任者（C I S O）および最高個人情報保護責任者（C P O）を任命し、その指示の下、法務・コンプライアンス部を主管として、情報保護体制を構築するとともに、その維持・運用を取締役、執行役員および使用人に対して浸透させる活動を推進する。また、これらの体制が適切に運用されていることを検証するために、内部監査を実施する。
- 3) 経営企画部は、関連する部門と連携のうえ、経営戦略や事業計画の策定その他の経営上の重要な意思決定にあたって必要となる経営リスクのアセスメントを行い、取締役および執行役員による経営判断に際してこれを重要な判断材料として提供する。

### iv 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役の職務執行の権限を執行役員に委譲することで取締役の職務執行の効率化を確保する。
- 2) 当社は、『職務権限規程』および『業務分掌規程』に基づき、職務権限および分掌する業務を明確にすることで取締役の職務執行の効率化を確保する。
- 3) 当社は、執行役員および使用人による職務の執行が効率的に行われることを確保するために『稟議規程』および『経費支出決裁規則』を定める。
- 4) 当社は、職務権限の委譲により意思決定のプロセスを簡素化し、意思決定の迅速化を図る一方で、重要な事項の決定については、取締役会、社長執行役員の諮問機関である経営会議その他の経営層が出席する会議体における合議または諮問を経ることで、より慎重な意思決定を行い、もって適正かつ効率的な職務の執行を行う。

✓ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社の取締役等（取締役、執行役員その他これらに相当する者をいう）および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、『グループ会社管理規程』を定め、子会社各社の自主性を尊重することを旨としつつも、当社グループとして必要なガバナンス体制の構築・維持のため、子会社における経営上の重要事項については、当社の承認または当社への報告を要するものとともに、子会社の取締役等および使用人による職務の執行状況、業績、財務状況その他の経営に大きな影響を及ぼす重要課題の報告を定期または不定期に受ける。また、子会社の取締役等および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役等若しくは使用人による不正な行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかにその内容を当社の取締役および執行役員に報告する。

- 2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 『リスク管理規程』に基づき、経営企画部は、子会社についても、その経営に重大な影響を及ぼし、または及ぼすおそれのあるリスクを定義し、定義した重大な経営リスクごとに当社における主管部門を定めることでリスク管理体制を明確化する。

ロ 子会社においても重大な経営リスクである機密情報の流出・漏洩については、これを未然に防止するために、最高情報セキュリティ責任者（C I S O）および最高個人情報保護責任者（C P O）を任命し、その指示の下、法務・コンプライアンス部を主管として、情報保護体制を構築するとともに、その維持・運用を取締役等および使用人に対して浸透させる活動を推進する。また、これらの体制が適切に運用されていることを検証するために、子会社を含めて内部監査を実施する。

ハ 経営企画部は、関連する部門と連携のうえ、経営戦略や事業計画の策定その他の経営上の重要な意思決定にあたって必要となる経営リスクのアセスメントを子会社も対象として行い、取締役および執行役員による経営判断に際してこれを重要な判断材料として提供する。

- 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社との間の経営指導契約に基づき、管理部門を中心に子会社の経営管理および経営指導を行い、職務執行の効率化および適正化を図る。

4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ 当社は、法令遵守の考え方を行動規範において明らかにするとともに、これを子会社の取締役等および使用人にも周知することで、法令遵守の徹底を図る。

ロ 当社におけるコンプライアンスを確立するための具体策は、子会社においても実践するものとし、これにより子会社におけるコンプライアンスの推進を図る。

**vi 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制**

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制システムの体制構築および整備を推進する。また、その仕組みが有効に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法およびその他関連法令等に対する適合性を確保する。

**vii 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項**

監査役の職務を補助するため、監査役に直属する事務局を置き、この事務局に、補助使用人を1名以上置く。

**viii 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- 1) 前号の補助使用人の任命、異動、人事評価および懲戒処分については、事前に監査役と協議を行い、その同意を得る。
- 2) 前号の補助使用人への指揮命令は、監査役が行うものとし、補助使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- 3) 取締役、執行役員および使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

## **ix 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制**

- 1) 当社および子会社の取締役および執行役員は、定期的にその職務の執行状況および経営に大きな影響を及ぼす重要課題を取締役会のほか、監査役が出席する重要な会議において監査役に報告するとともに、重要な影響を及ぼすおそれのある決定の内容については、その都度速やかに監査役に報告する。
- 2) 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役、執行役員若しくは使用人による不正な行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
- 3) 子会社の取締役、執行役員および使用人から、経営に大きな影響を及ぼす重要課題、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役、執行役員若しくは使用人による不正な行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実の報告を受けた者は、速やかに監査役にその内容を報告する。

## **x 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- 1) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを明確にするとともに、その旨を当社および子会社の取締役、執行役員および使用人に周知徹底する。
- 2) 監査役は、報告した使用人の異動、人事評価および懲戒処分等に関して、取締役および執行役員にその理由の説明を求めることができる。

## **xi 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

- 1) 監査役の職務の執行について生ずる費用の負担に充てるため、事業年度ごとに監査役の計画する予算を計上する。

- 2) 前号の予算外のものであっても、監査役がその職務執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払いまたは債務の処理等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行について生じたものでないことを明らかにできる場合を除き、速やかにこれに応じる。

## xii その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、必要と判断した場合には、当社および子会社の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。また、監査役は、当社および子会社の取締役、執行役員および使用人と定期的に情報交換を行い、または必要に応じていつでも報告を求めることができる。
- 2) 当社および子会社の業務執行にあたる取締役、執行役員および使用人は、監査役から業務執行や財産の状況に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。また、監査役は、必要に応じて当社および子会社の取締役、執行役員および使用人にヒアリングを実施し、または必要とする資料を閲覧する機会を与えられる。監査役が子会社調査権に基づき子会社の業務執行や財産の状況を調査する場合、当該子会社の取締役、執行役員および使用人は迅速かつ的確に対応する。
- 3) 監査役は、監査部をはじめとする、当社および子会社の関係部門と適宜情報交換を行い、必要に応じて報告を求めることができる。なお、監査役は、内部通報制度に基づく内部通報について、担当部門と同様に外部通報先から直接にその内容の報告を受けることができる。
- 4) 監査役は、会計監査人との緊密な連係を保ち、会計監査人から年度計画に基づく報告および随時の報告を受ける。
- 5) 監査役は、必要に応じて当社の費用負担により、弁護士、公認会計士その他の外部専門家の助言を受けることができる。
- 6) 取締役、執行役員および使用人は、監査役会が定めた『監査役会規程』および『監査役監査基準』に基づき監査役の監査活動が実効的に行われるよう、協力体制を確保する。

## ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当連結会計年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### i コンプライアンス体制

『ベルシステム 24 グループ行動規範』を制定しており、取締役および使用人による職務執行がこれに則って行われるよう、グループ全社の役職員を対象とした e – l e a r n i n g によるコンプライアンス研修のほか、コンプライアンスに関する他社の重大事例の共有による同一事例の発生を抑止する目的のためのメールマガジンの発信を行う等、コンプライアンス意識の浸透を図りました。

コンプライアンス担当役員（C C O）を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しており、当連結会計年度においても計 5 回開催いたしました。コンプライアンス委員会には、常勤監査役も出席し、グループ全社のコンプライアンスの状況が集約・分析され、コンプライアンス上の課題を把握したうえで、その対応策の策定と指示を行う等、継続的な改善に向けた取組みの監督と支援を行っております。

グループ全社の従業員等が利用することができる内部通報制度の運用を引き続き行い、問題（コンプライアンス違反）の早期発見と改善措置を図っております。なお、当連結会計年度においては、通報窓口の拡充を行うとともに、内部通報に関する認知度向上や意識の醸成を図るための啓蒙活動や種々の施策を実施する等、自浄機能のより一層の向上を図りました。

監査部は、情報セキュリティを含むコンプライアンスについて、当社および子会社を監査し、その結果を取締役、執行役員および常勤監査役に報告しております。

取引先との取引にあたっては、その契約書等に反社会的勢力の排除に関する条項の記載を行うこととしているほか、『ベルググループ反社会的勢力対策基本規程』に基づき取引先の確認を行い、反社会的勢力と取引を行わないこととしております。また、加盟している『公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会』等の関係機関との連携も図っております。

## ii 情報の保存および管理

取締役の職務の執行に係る情報は、法令および『文書管理規則』等の社内規程に基づき、定められた期間において適正に保存、管理するとともに、取締役および監査役はいつでも閲覧可能な状態に置いております。

## iii リスク管理

当連結会計年度においては、当社グループの重大な経営リスクである機密情報の流失・漏洩リスクに対しては、なかでも厳格な取扱いが求められる個人情報について、改正個人情報保護法に関する研修を実施しました。また、重大な経営リスクに直面した際の経営層への報告およびリスク対応が、より網羅的で迅速なものとなるよう再整備した報告フローの運用を開始し、情報集約の一元化を図りました。

## iv 職務執行の効率性の確保

当社は執行役員制度を導入し、取締役会の専決事項を除く取締役の職務執行の権限を執行役員に委譲しております。なかでも経営上の重要事項については、原則週1回の頻度で開催される、執行役員で構成し、常勤監査役も出席する経営会議における議論・検討を経て決定することにより、意思決定の適正性を担保しつつ、機動的な意思決定を行い、職務執行の効率性を確保しております。

## v グループ会社管理

『グループ会社管理規程』に基づき、グループ会社の経営上の重要事項について、承認を行い、または報告を受けるとともに、定期的にグループ会社の経営状況の報告を受ける機会を設け、これらを通じてグループ会社の経営の管理・監督を行っております。なお、当連結会計年度においては、『グループ会社管理規程』の改定を行い、グループ会社の規模や位置付け等に応じた管理区分を設け、区分ごとの管理基準を設定し、グループ会社管理の適正化を図りました。

また、監査役は、グループ会社の監査役と定期および隨時に会合を持ち、報告を受けるとともに、適宜意見交換を行う等緊密な連携を図っております。

## vi 財務報告の信頼性等の確保

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、『財務報告に係る内部統制規則』に基づき、内部統制の整備および評価に関する年度計画を策定のうえ、これに従って監査部が整備および運用状況の有効性評価を実施し、取締役会に報告しております。

## vii 監査役の監査

監査役は、取締役会への出席ならびに常勤監査役による経営会議その他の重要な会議への出席および社内稟議の閲覧を通じて、重要な意思決定の過程および業務の執行状況の確認を行い、必要に応じて意見を表明しております。

監査部をはじめ、当社および子会社の関係部門と定期的な情報交換を行うとともに、報告を受け、必要に応じて資料の提出および説明を求めております。

会計監査人とは、定期および隨時に会合を持ち、報告を受けるとともに、適宜意見交換を行う等緊密な連携を図っております。

また、監査役、監査部および会計監査人は、三様監査の連携強化を目的として、定期的な会合を実施し、適宜意見交換を行っております。

## (6) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を最重要課題の一つとして認識しており、剰余金の配当を安定かつ継続的に実施し、業績の進捗状況に応じて配当性向および必要な内部留保の充実等を総合的に勘案した上で、中期的には親会社の所有者に帰

属する当期利益をベースに、連結配当性向50%を目標として、中間配当と期末配当の年2回の剩余金の配当を行うことを基本的な方針としております。

なお、内部留保資金については、財務体質の強化を図るとともに、戦略的な成長投資に充当することにより企業価値の向上に努める考えであります。

また、当社は、中間配当として、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剩余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当社の剩余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

# 連結財政状態計算書

(2018年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 產	26,095	流 動 負 債	28,487
現金及び現金同等物	5,324	営業債務	4,618
営業債権	18,477	借入金	10,136
未収還付法人所得税	1,239	未払法人所得税	1,356
その他の短期金融資産	277	引当金	2
その他の流動資産	778	未払従業員給付	8,604
非 流 動 資 產	116,342	その他の短期金融負債	243
有形固定資産	6,651	その他の流動負債	3,528
のれん	97,642	非 流 動 負 債	69,099
無形資産	4,681	長期借入金	66,276
持分法で会計処理されている投資	639	引当金	1,624
繰延税金資産	1,463	長期未払従業員給付	221
その他の長期金融資産	5,214	繰延税金負債	266
その他の非流動資産	52	その他の長期金融負債	710
		その他の非流動負債	2
		負 債 合 計	97,586
		(資本の部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	43,479
		資本金	27,033
		資本剰余金	4,137
		その他の資本の構成要素	214
		利益剰余金	12,095
		非 支 配 持 分	1,372
		資 本 合 計	44,851
資 产 合 计	142,437	負 債 及 び 资 本 合 计	142,437

(注) 1. 当社は、連結計算書類を国際会計基準（I F R S）に基づいて作成しております。

2. 記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

## 連結損益計算書

(自 2017年3月1日)  
(至 2018年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	115,618
売 上 原 価	△93,604
売 上 総 利 益	22,014
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△12,666
そ の 他 の 収 益	272
そ の 他 の 費 用	△301
営 業 利 益	9,319
持 分 法 に よ る 投 資 損 益	18
金 融 収 益	393
金 融 費 用	△1,228
税 引 前 利 益	8,502
法 人 所 得 税 費 用	△2,851
当 期 利 益	5,651
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	5,604
非 支 配 持 分	47
当 期 利 益	5,651

(注) 1. 当社は、連結計算書類を国際会計基準（I F R S）に基づいて作成しております。

2. 記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

## 連結持分変動計算書

(自 2017年3月1日)  
(至 2018年2月28日)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	その他の資本の構成要素	利益剰余金
2017年3月1日現在	26,844	3,948	319	9,127
当期利益	—	—	—	5,604
その他の包括利益	—	—	△7	—
当期包括利益合計	—	—	△7	5,604
新株の発行	189	189	△94	—
株式報酬取引	—	—	△4	—
剰余金の配当	—	—	—	△2,636
企業結合による変動	—	—	—	—
所有者との取引等合計	189	189	△98	△2,636
2018年2月28日現在	27,033	4,137	214	12,095

	親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
2017年3月1日現在	40,238	1,095	41,333
当期利益	5,604	47	5,651
その他の包括利益	△7	—	△7
当期包括利益合計	5,597	47	5,644
新株の発行	284	—	284
株式報酬取引	△4	—	△4
剰余金の配当	△2,636	—	△2,636
企業結合による変動	—	230	230
所有者との取引等合計	△2,356	230	△2,126
2018年2月28日現在	43,479	1,372	44,851

(注) 1. 当社は、連結計算書類を国際会計基準（I F R S）に基づいて作成しております。  
2. 記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

# 貸借対照表

(2018年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,026	流 動 負 債	26,066
現 金 及 び 預 金	4,023	買 掛 金	5
売 掛 金	1,795	短 期 借 入 金	7,200
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	200	1年内返済予定の長期借入金	2,936
繰 延 税 金 資 産	356	リ 一 ス 債 務	183
前 払 費 用	476	未 払 金	619
未 収 入 金	948	未 払 消 費 税 等	9
未 収 還 付 法 人 税 等	1,239	未 払 費 用	893
そ の 他	16	関 係 会 社 預 り 金	14,000
貸 倒 引 当 金	△27	賞 与 引 当 金	144
固 定 資 産	144,883	役 員 賞 与 引 当 金	41
有 形 固 定 資 産	5,304	そ の 他	36
建 構 築 物	2,940	固 定 負 債	69,036
工 具、器 具 及 び 備 品	2,183	長 期 借 入 金	66,839
リ 一 ス 資 産	160	リ 一 ス 債 務	439
建 設 仮 勘 定	5	資 産 除 去 債 務	1,515
無 形 固 定 資 産	96,037	繰 延 税 金 負 債	218
の れ ん	92,706	そ の 他	25
ソ フ ト ウ エ ア	2,713	負 債 合 計	95,102
リ 一 ス 資 産	376	(純 資 産 の 部)	
電 話 加 入 権	242	株 主 資 本	58,766
投 資 そ の 他 の 資 産	43,542	資 本 金	26,985
投 資 有 債 証 券	1,569	資 本 剰 余 金	26,984
関 係 会 社 株 式	38,511	資 本 準 備 金	26,984
敷 金 及 び 保 証 金	3,421	利 益 剰 余 金	4,797
そ の 他	94	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,797
貸 倒 引 当 金	△53	繰 越 利 益 剰 余 金	4,797
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1
		そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金	1
		新 株 予 約 権	40
資 产 合 计	153,909	純 資 産 合 计	58,807
		負 債 ・ 純 資 産 合 计	153,909

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

# 損 益 計 算 書

(自 2017年3月1日)  
(至 2018年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	17,135
営 業 費 用	12,176
営 業 利 益	4,959
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	70
助 成 金 収 入	183
受 取 手 数 料	10
そ の 他	10
	273
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,345
支 払 手 数 料	8
そ の 他	27
	1,380
経 常 利 益	3,852
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	221
賃 貸 借 契 約 解 約 損	17
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	1
	239
税 引 前 当 期 純 利 益	3,613
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	188
法 人 税 等 調 整 額	366
当 期 純 利 益	554
	3,059

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2017年3月1日)  
(至 2018年2月28日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本				株主資本合計	
	資本剰余金	利益剰余金	その他 利益剰余金			
	資本準備金					
		繰越利益 剰余金				
当期首残高	26,834	26,834	4,374	58,042		
当期変動額						
新株の発行	151	150	—	301		
当期純利益	—	—	3,059	3,059		
剰余金の配当	—	—	△2,636	△2,636		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—		
当期変動額合計	151	150	423	724		
当期末残高	26,985	26,984	4,797	58,766		

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	9	58	58,109
当期変動額			
新株の発行	—	—	301
当期純利益	—	—	3,059
剰余金の配当	—	—	△2,636
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△8	△18	△26
当期変動額合計	△8	△18	698
当期末残高	1	40	58,807

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2018年4月13日

株式会社ベルシステム 24 ホールディングス

取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 仲澤孝宏  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢野貴詳  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ベルシステム 24 ホールディングスの2017年3月1日から2018年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ベルシステム 24 ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2018年4月13日

株式会社ベルシステム 24 ホールディングス

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 仲澤孝宏  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢野貴詳  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベルシステム 24 ホールディングスの2017年3月1日から2018年2月28日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することをめざしている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年3月1日から2018年2月28日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査役全員が出席して監査役会を開催し、当社及び子会社各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を取締役会と協働して確立することを監査の基本方針として監査計画、職務の分担等を定め、企業集団におけるコンプライアンス体制及び内部統制システムの構築・運用状況を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等から職務の執行状況及び事業運営の状況について報告・説明を受け、また、会計監査人から監査計画、四半期レビュー及び期末決算監査結果その他の職務の執行状況について報告を受け、取締役等及び会計監査人に対して必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた「監査役会規程」、「監査役監査基準」、「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、代表取締役との定期会合において意見交換を行い、取締役及び使用人等とのヒアリングの場において、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めたほか、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、主要な事業所に赴き、その業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、社外取締役とも意思疎通を図り、当社の経営上の課題について定期的に意見交換を行いました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会で定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づき、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証を行い、意見を表明しました。また、内部監査部門と定期的に会合を設け、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、三様監査の連携を図り監査の実効性及び効率性を高めるため、常勤監査役、会計監査人、監査部長が出席する会合を定期的に開催しそれぞれの監査状況について報告と情報交換の上、協議を行い監査環境の整備に努めました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うと共に監査結果の報告を受け、意見交換を行いました。さらに常勤監査役等が適宜に会計監査人と意思疎通を図り、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容並びに内部統制システムに関する事業報告の記載内容は相当であると認めます。また、取締役の職務の執行として行われる当該内部統制システムの構築及び運用の状況については、財務報告に係る内部統制を含め、継続的な改善が図られているものと認めます。監査役会としては、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、今後も企業集団として継続的な内部統制システムの整備、運用の改善が必要であると考え、引き続きその状況の監視、検証を行って参ります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）については、指摘すべき事項は認められません。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）については、指摘すべき事項は認められません。

2018年4月17日

株式会社ベルシステム 24 ホールディングス 監査役会

常勤監査役	濱口 聰子	印
社外監査役	渡邊 和紀	印
社外監査役	木島 賢一	印

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績、財務状況および今後の経営環境等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 18円

配当総額 金1,325,111,760円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年5月28日

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、2017年12月6日付で取締役を辞任した杉本勇次氏の後任としての1名を加えた取締役9名（うち社外取締役5名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	(つげ いちろう) 柚植 一郎 (1958年3月19日生) <div style="text-align: center;">再 任</div>	1980年4月 伊藤忠商事㈱ 入社 2000年9月 ㈱クリックエンタープライズ 出向 代表取締役社長 2006年4月 伊藤忠インターナショナル会社 生活資材・化学品部門長 2009年4月 伊藤忠商事㈱ 紙パルプ部長 2012年4月 同社 執行役員生活資材部門長 2015年4月 旧ベルシステム24ホールディングス 代表取締役兼副社長執行役員 2015年4月 ㈱ベルシステム24 代表取締役兼副社長執行役員 2015年9月 当社 代表取締役兼副社長執行役員 2016年3月 当社 代表取締役兼社長執行役員C E O (現任) 2016年3月 ㈱ベルシステム24 代表取締役兼社長執行役員(現任)	9,300株
	取締役候補者とした理由	総合商社における主に生活資材分野でのグローバルな事業経験とともに、同社の執行役員として事業戦略の立案といった経営の意思決定に関与する等の豊富な経験と知見を有しております。また、当社入社後は、代表取締役兼副社長執行役員を経て、現在は代表取締役兼社長執行役員C E Oとして当社の経営を指揮しており、これまでの経験と知見を引き続き当社の経営に活かすことができるものと判断したためであります。	

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<p>(はやた　のりゆき) 早田　憲之 (1959年1月27日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>1981年4月 伊藤忠商事㈱ 入社 2004年3月 イエローハット(上海)コンサルティング有限公司 出向 董事兼総經理 2009年4月 伊藤忠商事㈱ 機械經營企画部長 2013年4月 同社 執行役員秘書部長 2015年4月 旧ベルシステム24ホールディングス 取締役兼常務執行役員 2015年4月 ㈱ベル・メディカルソリューションズ（現 ㈱ピアアイメディカル）取締役 2015年5月 ㈱ベル・メディカルソリューションズ（現 ㈱ピアアイメディカル）代表取締役社長 2015年9月 当社 取締役兼常務執行役員 2017年3月 当社 取締役兼専務執行役員（現任） 2017年5月 ㈱ベルシステム24 専務執行役員（現任） (担当) 経営企画部、事業戦略部、広報I R室、人材開発部および子会社事業統括担当</p>	5,000株
	取締役候補者とした理由	総合商社における主に機械分野でのグローバルな事業経験とともに、同社の機械經營企画部長や執行役員として戦略立案案や經營管理の面から經營の意思決定に関与する等の豊富な経験と知見を有しております。また、当社入社後は、子会社の事業戦略の策定およびその実行を通じて当社グループ經營の推進を図り、現在は、経営企画、事業戦略、広報I R、人材開発、子会社事業統括を管掌することによつて、当社の經營戦略実行に貢献しており、これまでの経験と知見を引き続き当社の經營に活かすことができるものと判断したためであります。	
3	<p>(まつむら　いちぞう) 松村　一三 (1960年6月18日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>1983年4月 伊藤忠商事㈱ 入社 2013年4月 同社 住生活・情報カンパニーC F O補佐 2013年6月 コネクシオ㈱ 社外監査役 2014年10月 旧ベルシステム24ホールディングス 取締役兼代表執行役副社長 2015年3月 旧ベルシステム24ホールディングス 代表取締役兼副社長執行役員 2015年4月 同社 取締役兼執行役員 2015年9月 当社 取締役兼執行役員（現任） 2017年3月 ㈱ベルシステム24 常務執行役員 2017年7月 C T C ファーストコンタクト㈱ 代表取締役副社長（現任） (担当) C T C ファーストコンタクト㈱担当</p>	1,800株
	取締役候補者とした理由	総合商社における主に情報通信分野での事業経験とともに、同分野でのC F O補佐や他の上場企業の監査役として幅広い観点から經營管理に携わる等の豊富な経験と知見を有しております。また、当社入社後は、経営企画、法務・コンプライアンスおよび広報I Rでの管掌経験を経て、現在は、当社が2017年7月に新たに株式を取得したC T C ファーストコンタクト㈱の担当に専心することによって、同社の經營の適正な運営に貢献しており、これまでの経験と知見を引き続き当社の經營に活かすことができるものと判断したためであります。	

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	(かなざわ　あきひこ) 金澤 明彦 (1959年5月12日生)  再任	1982年4月 東燃㈱（現 JXTGホールディングス㈱）入社 2000年7月 G Eコンシューマー・ファイナンス㈱ 入社 2005年4月 ニッセンG Eクレジット㈱ 代表取締役社長 2007年1月 アリックスパートナーズ・アジアL L C 入社 ディレクター 2012年3月 A. T. カーニー㈱ 入社 プリンシパル 2013年3月 旧ベルシステム24 常務執行役 2013年10月 同社 執行役 2015年3月 ㈱ベルシステム24 常務執行役員（現任） 2015年3月 旧ベルシステム24ホールディングス 執行役員 2015年9月 当社 執行役員 2016年5月 当社 取締役兼執行役員（現任） (担当) 法務・コンプライアンス部および事業管理部担当	1,500株
	取締役候補者とした理由	事業会社での経営者としての経験とともに品質改善のノウハウを持ち、外資系経営コンサルティング会社での経験を通じて科学的アプローチや分析に関する高い能力と見識を有しております。また、当社に入社後は、執行役員としてその能力と見識をもとに業務品質の改善に貢献しており、これまでの経験と知見を引き続き当社の経営に活かすことができるものと判断したためあります。	
5	(いまがわ　きよし) 今川 聖 (1964年11月12日生)  新任 社外	1988年4月 伊藤忠商事㈱ 入社 2004年7月 伊藤忠エレクトロニクス㈱（現 伊藤忠インターラクティブ㈱）代表取締役社長 2008年4月 伊藤忠商事㈱ ビジネスソリューション部長 2008年6月 エキサイト㈱ 取締役 2009年4月 伊藤忠商事㈱ メディア・ネットビジネス部長 2011年4月 エキサイト㈱ 取締役副社長 2011年6月 ㈱スペースシャワーネットワーク 取締役 2012年4月 エキサイト㈱ 代表取締役社長 2014年12月 ㈱イード 社外取締役 2018年4月 伊藤忠商事㈱ 情報・通信部門長（現任） 2018年4月 エキサイト㈱ 代表取締役（現任） 2018年4月 伊藤忠・フジ・パートナーズ㈱ 取締役（現任）	一株
	社外取締役候補者とした理由	総合商社における情報通信分野での事業経験とともに、上場会社の代表取締役を含む企業での役員としての豊富な経験や知見を有していることから、客観的な視点から当社の経営に有益な助言が期待できるものと判断したためあります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数			
6	<p>(やまぐち たくや) 山口 拓哉 (1961年4月8日生)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> <tr><td>新任</td></tr> <tr><td>社外</td></tr> </table>	新任	社外	<p>1986年4月 凸版印刷㈱ 入社      2005年4月 同社 商印事業本部商印事業部販売促進部 部長      2007年4月 同社 経営企画本部企画戦略部 部長      2011年1月 同社 情報コミュニケーション事業本部 事業戦略本部長      2015年4月 上海凸版広告有限公司 董事      2015年4月 上海凸版国際貿易有限公司 董事      2016年7月 上海凸版広告有限公司 董事長      2016年7月 上海凸版国際貿易有限公司 董事長      2017年4月 凸版印刷㈱ 執行役員情報コミュニケーション事業本部 事業戦略本部長（現任）      2018年1月 凸版印刷（香港）有限公司 取締役（現任）</p>	一株	
新任						
社外						
	社外取締役候補者とした理由	印刷会社における情報コミュニケーション/BPO (Business Process Outsourcing) 分野での豊富な経験や知見を有していることから、客観的な視点から当社の経営に有益な助言が期待できるものと判断したためあります。				
7	<p>(いしさか のぶや) 石坂 信也 (1966年12月10日生)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> <tr><td>再任</td></tr> <tr><td>社外</td></tr> <tr><td>独立役員</td></tr> </table>	再任	社外	独立役員	<p>1990年4月 三菱商事㈱ 入社      2000年5月 株ゴルフダイジェスト・オンライン設立      同社 代表取締役社長（現任）      2012年6月 株インサイト 代表取締役社長      2013年8月 ㈱ベンチャーリバップリック 取締役（現任）      2014年9月 ㈱GDOゴルフティック 代表取締役社長（現任）      2015年4月 ㈱インサイト 取締役      2015年5月 旧ベルシステム24ホールディングス 取締役      2015年9月 当社 取締役（現任）      2016年4月 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役（現任）      2016年11月 キッズゴルフ㈱ 代表取締役社長（現任）      2017年4月 GDO Sports, Inc. (米国) 代表取締役社長（現任）      2017年11月 (一社) 日本スピードゴルフ協会 代表理事（現任）</p>	一株
再任						
社外						
独立役員						
	社外取締役候補者とした理由	総合商社での幅広い経験に加え、上場企業の代表取締役としての豊富な経験や知見を有していることから、引き続き客観的な視点から当社の経営に有益な助言が期待できるものと判断したためあります。				

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	(つるまさき　あき) 鶴巻 晓 (1968年11月17日生)  再任 社外 独立役員	1993年4月 東京都庁 入庁 1994年10月 司法試験 合格 1995年4月 司法研修所 入所 1997年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 2002年9月 上條・鶴巻法律事務所 共同代表（現任） 2012年6月 市光工業㈱ 社外監査役（現任） 2016年5月 当社取締役（現任）	一株
	社外取締役候補者とした理由	弁護士として法律に関する高い専門知識と経験とともに情報セキュリティに関する高い見識を有しております、引き続き客観的な視点から当社のコンプライアンス経営の推進に有益な助言が期待できるものと判断したためであります。	
9	(たかはし　まきこ) 高橋 真木子 (1967年5月12日生)  再任 社外 独立役員	1993年4月 (財)神奈川科学技術アカデミー入団 2004年1月 東京工業大学 産学連携推進本部 知的財産・技術移転部門 特任助教授 2006年9月 東北大学 特定領域研究推進支援センター 特任助教授 2010年4月 独立行政法人理化学研究所（現 国立研究開発法人理化学研究所）研究戦略会議研究政策企画員 2010年9月 東北大学 工学研究科博士（工学） 2012年7月 金沢工業大学 工学研究科知的創造システム専攻教授（現 イノベーションマネジメント研究科）（現任） 2017年5月 当社取締役（現任）	一株
	社外取締役候補者とした理由	産学連携での知識創造、研究開発プロジェクト、技術移転、知的財産の戦略マネジメント等に関する高い専門知識とともに、民間企業や行政機関等との豊富な共同研究に関する経験を有しております、引き続き客観的な視点から当社のプロセス管理、経営人材育成および新技術への取組等に有益な助言が期待できるものと判断したためであります。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 今川聖、山口拓哉、石坂信也、鶴巻暁および高橋真木子の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鶴巻暁および高橋真木子の両氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記「社外取締役候補者とした理由」により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は、現在、石坂信也、鶴巻暁および高橋真木子の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。また、今川聖および山口拓哉の両氏の選任が承認された場合には、当社は、両氏と同様の契約を締結する予定であります。
5. 石坂信也、鶴巻暁および高橋真木子の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会の終結の時をもって、石坂信也氏が2年8ヶ月、鶴巻暁氏が2年、高橋真木子氏が1年となります。
6. 当社は、石坂信也、鶴巻暁および高橋真木子の各氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2017年5月26日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された余郷雅巳氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
余郷 雅巳 (1963年12月4日生)	1986年4月 株式会社K G K（現 株式会社K G K）入社 1995年1月 鈴木司法書士事務所 入所 2000年4月 富士通カンタムデバイス（株）（現 住友電工デバイス・イノベーション（株））入社 2004年4月 旧ベルシステム24 入社 2008年9月 同社 法務室長 2013年3月 同社 監査室長 2015年9月 当社 監査部長（現任） 2017年1月 株式会社ビーアイメディカル 監査役（現任）	一株
補欠監査役候補者 とした理由	当社に入社以来、法務部門を経て、現在は、監査部門の責任者のほか、株式会社ビーアイメディカルの監査役に就いており、内部統制やコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに対する高い見識を当社の監査活動に活かすことができるものと判断したためであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に直接関与したことではありませんが、上記の理由により、監査役としての職務を適切に遂行されるものと判断しております。	

- (注) 1. 余郷雅巳氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 余郷雅巳氏は、監査役濱口聰子氏の補欠として選任するものであります。

## 第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

### 1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」および「業績連動報酬」で構成（社外取締役は基本報酬のみで構成）されていますが、新たに、当社の取締役（社外取締役、国内非居住者および他社からの出向者を除く。以下本議案において同じ。）および執行役員（国内非居住者および他社からの出向者を除く。以下本議案において同じ。）（総称して以下「取締役等」という。）を対象に、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

なお、本制度は、執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案ではそれらの執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等の報酬等として、その額および内容を提案するものであります。また、本制度においては、当社の取締役等に対する役員報酬および当社の子会社である株式会社ベルシステム24（以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社をあわせて、以下「対象会社」という。）の取締役（社外取締役、国内非居住者および他社からの出向者を除く。）および執行役員（国内非居住者および他社からの出向者を除く。以下「対象子会社取締役等」という。また、当社の取締役等とあわせて、以下「対象取締役等」という。）に対する役員報酬を一体的に管理することといたします。

本制度の導入は、対象取締役等の報酬と、当社グループの業績および株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、2015年8月27日開催の臨時株主総会において決議しております取締役の報酬限度額（年額750百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案通り承認可決されると本制度の対象となる当社の取締役は4名（取締役兼任以外の執行役員は4名）となります。

## 2. 本制度における報酬等の額および内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、対象会社が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です（詳細は下記（2）以降のとおり。）。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>当社の取締役および執行役員（社外取締役、国内非居住者および他社からの出向者を除く。）</li><li>当社子会社 1 社（株式会社ベルシステム 24）の取締役および執行役員（社外取締役、国内非居住者および他社からの出向者を除く。）</li></ul>
-------------------------	---

②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	<ul style="list-style-type: none"><li>3事業年度からなる対象期間ごとに、合計315百万円（うち当社分189百万円） ただし、本年度から開始する対象期間については、2事業年度を対象として、合計210百万円（うち当社分126百万円）</li></ul>
対象会社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"><li>当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない</li><li>対象取締役等に付与される 1 年あたりのポイントの上限は、65,000 ポイント（うち当社の取締役等に付与されるポイントの上限は39,000 ポイント）</li><li>対象取締役等に付与される 1 年あたりのポイントの上限に相当する株式数の当社発行済株式総数（2018年 2 月末日時点）に対する割合は約0.09%</li></ul>

③業績達成条件の内容（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"><li>各事業年度の連結営業利益の目標を達成した場合を100%として、目標達成度に応じて0%から200%の範囲で変動</li></ul>
------------------------	--

④対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"><li>対象取締役等の退任時</li></ul>
-------------------------------------	--

## (2) 各対象会社が拠出する金員の上限

本制度は、中期経営計画の期間に対応した連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とします。ただし、現中期経営計画の期間に対応させるため、当初は、2019年2月末日で終了する事業年度から2020年2月末日で終了する事業年度までの2事業年度を対象とします（以下「当初対象期間」という。）。下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各中期経営計画の期間に対応した連続する3事業年度を対象とします。

当社は、対象期間ごとに189百万円（当初対象期間については126百万円）を上限とする金員を、当社の取締役等への報酬として拠出し、対象子会社が対象子会社取締役等への報酬として拠出する金員とあわせて（各対象会社が拠出する金員の総額は315百万円を上限とする。ただし、当初対象期間については210百万円を上限とする。）、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする信託期間3年間（当初対象期間については2年間）の信託（以下「本信託」という。）を設定（本(2)第3段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。各対象会社は、信託期間中、対象取締役等に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。延長された信託期間ごとに、対象子会社は、対象子会社の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金員を当社に新たに拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金員に、189百万円の範囲内で追加拠出した金員とあわせて追加信託を行い、各対象会社は、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が完了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、189百万円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、それ以降、対象取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該対象取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることができます。

### (3) 対象取締役等が取得する当社株式数の算定方法と上限

信託期間中の毎年5月1日に、同年2月末日で終了する事業年度（初回は2019年2月末日で終了する事業年度）における連結営業利益の目標値に対する達成度および役位に応じて、対象会社ごとに、対象取締役等に一定のポイントが付与されます※1。対象取締役等の退任時（退任には、国内非居住者となることにより対象取締役等でなくなる場合を含む。）にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

なお、当該対象取締役等が、ある対象会社の対象取締役等としての地位に加え、他の対象会社の対象取締役等を兼任している場合（当該対象会社の対象取締役等の退任と同時に、他の対象会社の対象取締役等に就任する場合を含む。）は、全ての対象会社の対象取締役等を退任した時点で一括して当社株式等の交付等が行われます。

1 ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが適切であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

※1 付与ポイント＝役位別基本ポイント×業績連動係数※2

※2 業績連動係数は、各事業年度における連結営業利益の目標を達成した場合を100%として、目標達成度に応じて0%から200%の範囲で変動

当社の取締役等に付与される1年あたりのポイントの総数は39,000ポイントを上限とします（対象取締役等に付与される1年あたりのポイントの総数は65,000ポイントを上限とします）。

### (4) 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した対象取締役等は、当該対象取締役等の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役等は、累積ポイントの50%（単元未満株式は切り上げ）の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、対象取締役等が在任中に死亡した場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役等の相続人が受けるものとします。また、信託期間中に対象取締役等が国内非居住者となった場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役等が受けるものとします。

## (5) 当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

## (6) 本信託内の当社株式の剩余金配当の取扱い

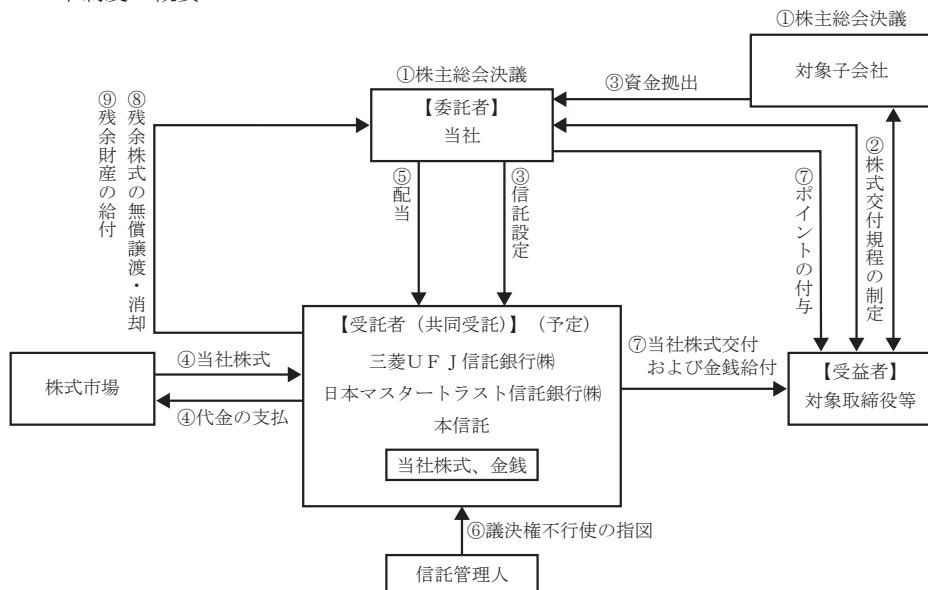
本信託内の当社株式に係る剩余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託終了時に残余が生じた場合には、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社および対象取締役等と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

## (7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

### (参考)

#### 本制度の概要



- ①対象会社は、対象会社ごとに、株主総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ②対象会社は、対象会社ごとに、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③対象子会社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で、対象子会社取締役等に対する報酬の原資となる金銭を当社に拠出し、当社は対象子会社から拠出を受けた金銭に、①の当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社の取締役等に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて、対象会社ごとに勘定を分けて管理されます。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、各事業年度における連結営業利益の目標値に対する達成度および役位に応じて、毎年、対象取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす対象取締役等に対して、当該対象取締役等の退任時に累積ポイントに応じて当社株式等の交付等を行います。
- ⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。
- (注)受益者要件を充足する対象取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、各対象会社は、(対象子会社は当社を通じて)各対象会社の株主総会決議でそれぞれ承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

以上

〈メモ欄〉

## 株主総会会場ご案内図

### <住 所>

東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地  
御茶ノ水ソラシティ 2 階 ソラシティホール

### <交通／周辺地図>

J R 中央線・総武線「御茶ノ水」駅 聖橋口から 徒歩 2 分  
東京メトロ 千代田線「新御茶ノ水」駅 B 2 出口 直結  
東京メトロ 丸ノ内線「御茶ノ水」駅 出口 1 から 徒歩 6 分



#### ◎お願い

駐車場、駐輪場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。